ＪＡ〇〇農業ボランティアセンター規約（案）

〇〇年〇〇月〇〇日制定

（名称）

第１条　本協議体は、ＪＡ〇〇農業ボランティアセンター（以下「協議体」という。）と称する。

（事務所）

第２条　協議体の事務所は　〇〇市〇〇〇〇〇〇　に置く。

（目的）

第３条　協議体は、〇〇〇（NPOなど）〇〇〇等との連携により、農林漁業の再生に向け、ボランティアによる復興活動を行い、〇〇〇〇豪雨の被災地域における復旧、復興に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　協議体は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）被災農家の営農再開を目的とする事業。

（２）被災農家の営農再開を目的とする事業に関する調査、宣伝、連絡及び調整。

（３）その他、被災農家の営農再開を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業。

（構成員）

第５条　協議体の構成団体は次のとおりとする。

（１）〇〇〇〇農業協同組合

（２）〇〇市

（役員）

第６条　協議体に次の役員を置く。

（１）代表　　１名

（２）監事　　１名

（役員の責務）

第７条　代表は、協議体を総括し、これを代表する。

２　監事は会計の監査を行い、事務手続に係る不正を未然に防止する。監事は、いつでも、役員及び事務局に対して事業の報告を求め、協議体の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（総会）

第８条　総会は、構成員の代表及ボランティアに関するＮＰＯ法人の代表をもって構成する。ただし、構成員の都合により代理の出席を認めるものとする。

２　総会は、次に掲げる事項を議決する。

（１）規約の制定又は改廃に関する事項

（２）事業計画、収支予算及び収支決算に関する事項

（３）その他協議体の運営に関すること。

３　総会は、年１回開催する。ただし、代表が必要であると認めたときは開催することができる。

４　総会の議長は、代表が務める。

５　総会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

６　総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

７　やむを得ない理由のために総会に出席できない場合は、あらかじめ書面で表決し、又は代理人をして表決を委任することができる。この場合、第６項の適用については出席したものとみなす。

（事務局）

第９条　協議体の事務を処理するため〇〇〇〇農業協同組合に事務局を置く。

（経費）

第１０条　協議体の経費は、負担金、補助金、寄附金その他の収入をもって支弁する。

（事務処理及び会計処理）

第１１条　協議体の事務処理及び会計処理は別に規定を定める。

（解散における地位の継承）

第１２条　協議体は、総会の決議により解散する。解散を決議する際には併せて地位の継承者を選任しなければならない。

（その他）

第１３条　この規約に定めるもののほか、協議体に関し必要な事項は、代表が別に定める。

　附　則

　　この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。